

特定非営利活動法人外浦の未来をつくる会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人外浦の未来をつくる会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県珠洲市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、石川県珠洲市の大谷地区（通称外浦）に対して、住民がより安心して豊かに生活を送れるよう地域のニーズ拾いや課題解決に関する事業を行い、次世代へ続く地域づくりとしてI&Uターン者へも魅力的なまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 農山漁村または中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 交流・宿泊施設の整備・運営事業
 - ② 地域交流促進事業
 - ③ 海外交流を通じた教育と地域活性化の促進事業
 - ④ 地域の生活の調査・研究事業
 - ⑤ 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業全般
- (2) その他の事業
 - ① 不動産賃貸事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又

は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員報酬に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人が署名、押印し

なければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、

所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項
（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。
（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、珠洲市に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第31条の10及び第31条の12の公告は官報に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	重政辰也
理事	村上ゆり
理事	丸山忠次
監事	松村拓也

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日か

ら 2026 年 1 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から翌年 1 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

〈	正	会	員	〉	
	個人	年会費		6,000 円	
	団体	年会費		30,000 円	
〈	賛	助	会	員	〉
	個人	年会費	1 口		1,200 円
団体	年会費	1 口			6,000 円

法第10条第1項第2号イ関係様式

役員名簿

特定非営利活動法人外浦の未来をつくる会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	シゲマサタツヤ 重政辰也		有
理事	マルヤマチュウジ 丸山忠次		無
理事	ムラカミユリ 村上ゆり		無
監事	マツムラタクヤ 松村拓也		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

令和6年1月1日に起きた能登半島地震により、珠洲市大谷地区（以降「外浦」）は地震のによる家屋の崩壊を始め、道の寸断による孤立状態や土砂崩れ等の大きな被害を伴いました。また令和6年9月21日に起きた豪雨による土砂の被害がより一層家屋や道路の破壊を広げました。

現在も道路状況が悪いため、電気をはじめ水道や道路など日常にかかわることの復旧にも時間がかかっています。地域内で安心して住める場所の確保が難しいため、多くの外浦の住民は二次避難や引越しをせざるを得なくなり、先の見えづらい毎日を手探りで日々過ごしている状態です。

そんな中、被災者である私たちが、外浦の明るい未来を共に描いていけるようにという意識を持ち、少しでも地域の課題解決法を見出していけるように話し合いの場を設け、情報提供を行っています。

私たちの先人が培ってきた山や海での暮らし方、そこで生まれた独特の文化を大切にしながらも、次世代のために外浦が前へ進んでいけるよう魅力的なまちづくりへと貢献するための様々な活動を進めています。また外浦の住民、二次避難者、引越した人、関係人口、これからの移住者を繋げる軸となっていこうと考えています。

このことによって外浦の住人が地域に誇りを持って、豊かに暮らすことが出来るよう、その中心的な役割を担う組織として当法人を設立いたします。

2 申請に至るまでの経緯

2024（令和6年）6月に任意団体「外浦の未来をつくる会」としてこれからの復興を共に考えていくことをテーマに第一回目のミーティングを珠洲市立大谷小中学校にて行いました。以降、外浦の現住人と、外へ出た元住人へ向けて情報提供となる新聞を毎月発行しています。

同年7月の第二回目のミーティングにおいては、NPO法人HOME-FOR-ALLの理事をゲストとして迎え「みんなの家」プロジェクトについて学び、震災で外浦の住民が失った買い物などのできる生活の中心地点、また気兼ねなく集まれる憩いの場の拠点として「みんなの家」プロジェクトの実行へ向けて「外浦の未来をつくる会」で動き始めることを決意しました。

より多くの地域の方へ私たちの活動が行き届くためにも、「みんなの家」を自分たちで運営し、継続させていくことが重要だと考えました。また外浦の復興そしてその先の豊かな

未来を築いてゆくために活動を進める中で、中心となって活動するため任意団体である「外浦の未来をつくる会」を法人化した組織にする必要性を感じていました。

同年の8月には珠洲市長とのミーティングも果たし、もともと団結力のある外浦の住民が新たに手を取り合い、復興へ向けて活動する組織として「外浦の未来をつくる会」を後援をしていただきました。

外浦の明るい復興が住民への希望と力となっていくために、さらには次世代のためにこの大切な外浦を繁栄させていくことを趣旨として、「特定非営利活動法人 外浦の未来をつくる会」を設立いたします。

令和6年 11月 12日

法人名：特定非営利活動法人外浦の未来をつくる会

設立代表者 住所又は居所

石川県野々市市押野七丁目54番地1

氏名 重政辰也



令和6年度 事業計画書

法人成立の日から 令和7年 1月 31日まで

特定非営利活動法人外浦の未来をつくる会

1 事業実施の方針

令和六年能登地震および能登豪雨により被害を受けた外浦地域住民の家屋や商業拠点の復興、再建へ向けて災害ボランティアを受け入れるため、ボランティア用の宿泊施設を立ち上げる。また外浦地域のニーズを把握し、ボランティアとのマッチングのシステムをつくる。外浦の住人に必要な情報を毎月広報紙として発行し、住民へ届ける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
交流・宿泊施設の整備・運営事業	ウチコシ・シェアハウスの管理、運営	通年	ウチコシ・シェアハウス	職員1名	災害ボランティア	150
地域生活の調査・研究事業	外浦住人のニーズの把握、情報の管理	通年	外浦地域	職員1名	外浦地域住民	60
地域交流促進事業	外浦の情報を住民や二次避難者に伝える	通年	外浦地域	職員1名	外浦地域住民	30
地域交流促進事業	外浦に関わる方々と共に能登地震1周年感謝イベントの開催	年末～年始	オンライン	職員1名	外浦の地域の産業、関連産業	150

(2) その他の事業

当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和7年度 事業計画書

令和7年 2月 1日から 令和8年 1月 31日まで

特定非営利活動法人外浦の未来をつくる会

1 事業実施の方針

令和六年能登地震および能登豪雨により被害を受けた外浦地域住民の復興、再建へ向けて、住民の生活再建のための居場所としてソトウラみんなの家の整備と運営に着手する。また外浦地域のニーズを把握し、ボランティアや講師などを入れて復興の次のフェーズとして心のケアにも重点を置いていく。引き続き外浦の住人に必要な情報を毎月広報紙として発行し、住民へ届ける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
交流・宿泊施設の整備・運営事業	ウチコシ・シェアハウスの管理、運営	通年	ウチコシ・シェアハウス	職員1名	災害ボランティア、講師	600
交流・宿泊施設の整備・運営事業	ソトウラみんなの家の立ち上げ、管理、運営	通年	ソトウラみんなの家	職員2名	外浦の地域の産業、関連産業	8,980
地域の生活の調査・研究事業	外浦住人のニーズの把握、情報の管理	通年	外浦地域	職員1名	外浦地域住民	240
地域交流促進事業	外浦の情報を住民や二次避難者に伝える	通年	外浦地域	職員1名	外浦地域住民	120
地域交流促進事業	外浦に関わる方々と共に能登地震2周年感謝イベントの開催	年末～年始	オンライン	職員1名	外浦の地域の産業、関連産業	100
海外交流を通じた教育と地域活性化の促進事業	実施予定なし					0
前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業全般	実施予定なし					0

(2) その他の事業

当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和6年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年1月31日まで

特定非営利活動法人外浦の未来をつくる会

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	0	50,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	200,000	200,000
4 事業収益		
クラウドファンディング事業収益		500,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		750,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	250,000	
人件費計	250,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	50,000	
通信運搬費	5,000	
消耗品費	5,000	
水道光熱費	60,000	
地代家賃	20,000	
その他経費計	140,000	
事業費計		390,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	30,000	
給料手当	80,000	
人件費計	110,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	70,000	
開業準備費	20,000	
雑費	10,000	
その他経費計	100,000	
管理費計		210,000
経常費用計		600,000
当期経常増減額		150,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		150,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		150,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和7年度 活動予算書

令和7年2月1日から令和8年1月31日まで

特定非営利活動法人外浦の未来をつくる会

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	0	50,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	500,000	
施設等受入評価益	0	500,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	30,000,000	30,000,000
4 事業収益		
「みんなの家」運営事業収益		
5 その他収益	4,200,000	
受取利息	0	
雑収益	0	4,200,000
経常収益計		34,750,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	5,520,000	
人件費計	5,520,000	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	3,800,000	
施設等評価費用	0	
水光熱費	720,000	
その他経費計	4,520,000	
事業費計		10,040,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	400,000	
講師費	1,300,000	
人件費計	1,700,000	
(2) その他経費		
会議費	50,000	
旅費交通費	120,000	
広告宣伝費	1,160,000	
通信費	480,000	
什器備品費	15,210,000	
仕入	6,000,000	
その他経費計	23,020,000	
管理費計		24,720,000
経常費用計		34,760,000
当期経常増減額		▲10,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		▲10,000
法人税、住民税および事業税		70,000
前期繰越正味財産額		150,000
次期繰越正味財産額		70,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。